

金融商品に関する広告について

1. 金融商品に関する広告

- 金融商品に関する広告は、金融商品取引業者等が、金融商品の販売を促進するために作成・利用するものであり、また、投資家にとっては、金融商品を知る際の入り口となる情報源でもあります。
- 広告には、法令や自主規制機関の規則により、記載すべき事項や記載要領などが定められています。（下の（参考）も御覧ください。）
- 広告に掲載されている内容について不明な点があれば、金融商品取引業者等に確認し、十分に理解したうえで投資するかどうかを決めましょう。
- 実際に投資を行う前に、以下のような点にも注意しましょう。
 - ・ 広告だけで判断せずに、他の資料を確認したり、金融商品取引業者等に説明を求めるなどして商品性やリスクをきちんと理解しましょう。
 - ・ 広告に表示された内容はすべてしっかり読みましょう。
 - ・ その金融商品のリスクについては不明な点なくなるまで、納得がいくまで、金融商品取引業者等から説明を受け、十分に理解してから取引するようにしましょう。

2. インターネットでの広告について

- インターネットのウェブ画面上のバナー（※）広告に表示された情報のみでは、一般的には金融商品の詳しいことはわかりません。バナー広告だけでなく、リンク先のページ（金融商品取引業者等の公式ページ）もよく読んだうえで取引をするようにしましょう。
- 例えば、単に「元本確保型」などと表示されている金融商品の場合には、リンク先のページにおいて、元本確保の定義や条件などをよく確認しましょう。さらに不明な点については電話などにより問い合わせをしたうえで、疑問点を伝え、説明を受

け、十分に理解したうえで取引をするようにしましょう。

- ソーシャルメディア（フェイスブックやツイッターなど）における広告も上記の同様です。リンク先のページ（金融商品取引業者等の公式ページ）をよく読んだうえで取引をするようにしましょう。また、リツイートやフォローのような第三者の書き込みなどは事実と異なる内容などが含まれている可能性もありますので、注意が必要です。

※バナー（英語：banner）とは、垂れ幕や横断幕と訳されます。

〇〇証券会社
ABC 投資信託（毎月分配型）
手数料キャンペーン中
・・・詳しくはこちらへ

(参考) 広告等に関する法令や自主規制ルールについて

金融商品取引業者等が金融商品に関する広告を作成する場合には、「金融商品取引法」や「不当景品類及び不当表示防止法」のほか、自主規制機関の自主ルールなどの様々な規制の適用を受けます。

例えば、金融商品取引法では、「広告等における表示事項」に関して、以下のような規制があります。

(1) 広告等（広告及び広告類似行為）における表示事項

- ① 金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
- ② 金融商品取引業者等である旨及び登録番号
- ③ 金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
 - イ. 手数料等の情報
 - ロ. 保証金等の情報
 - ハ. 取引額が保証金等の額を上回る可能性がある場合の情報 など

(2) 広告等の表示方法

金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について広告等をするときは、上記(1)における表示事項を明瞭かつ正確に表示しなければならないこととされています。

(3) 誇大広告の禁止

金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について広告等をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み及び次の事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないこととされています。

- ① 金融商品取引契約の解除に関する事項
- ② 金融商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- ③ 金融商品取引契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- ④ 金融商品取引契約に係る取引市場又は取引市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項
- ⑤ 金融商品取引業者等の資力又は信用に関する事項
- ⑥ 金融商品取引業者等の業の実績に関する事項
- ⑦ 金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項 など

以上